

# 次世代育成支援対策推進法施行規則

平成15年 7月16日 厚生労働省 令 第122号

次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令

平成21年 2月27日 厚生労働省 令 第19号

改正前	改正後
<b>-本則-</b>	
施行日：平成21年 3月 1日	
◆追加◆	(法第七条第二項第三号の次世代育成支援対策) 第一条 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第七条第二項第三号に規定する主務省令で定める次世代育成支援対策は、次に掲げるものとする。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第三項に規定する子育て短期支援事業 二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第四号、第六号及び第八号から第十号までに規定する事業
<b>-本則-</b>	
施行日：平成21年 3月 1日	
(法第十二条第一項の届出) 第一条 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第十二条第一項の規定による届出は、一般事業主行動計画策定・変更届（様式第一号）を国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）の住所を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出することによって行わなければならない。	(法第十二条第一項の届出) 第一条の二 法第十二条第一項の規定による届出は、一般事業主行動計画策定・変更届（様式第一号）を国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）の住所を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出することによって行わなければならない。
<b>-その他-</b>	
施行日：平成21年 3月 1日	
様式〔省略〕	様式〔省略〕
<b>-改正法・附則・題名- ～平成21年 2月27日 厚生労働省 令 第19号～</b>	
施行日：平成21年 3月 1日	
◆追加◆	附 則（平成二一・二・二七厚労令一九）
<b>-改正法・附則- ～平成21年 2月27日 厚生労働省 令 第19号～</b>	
施行日：平成21年 3月 1日	
◆追加◆	この省令は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年三月一日）から施行する。